

## 新潟市動物愛護推進員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条の規定に基づき委嘱する動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定める。

### (活動)

第2条 推進員は、次に掲げる活動を自主的に行うこととする。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
- 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報を、市に提供すること。
- 三 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に協力すること。
- 四 前号までの活動に役立つ知識や技術の修得に努めること。

2 推進員が活動する範囲は、原則として居住している地域とする。

### (委嘱)

第3条 推進員は、次の各号のすべてを満たす者の中から新潟市動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の推薦を受け、市長が委嘱する。

- 一 新潟市に居住し、満20歳以上の者
- 二 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政を理解し、及び動物愛護行政に協力する意欲のある者
- 三 法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- 四 第6条第1項第三号又は第四号の規定により、推進員を解任されたことのない者

2 市長は、推進員に対し、別記様式1による動物愛護推進員の証（以下「証」という。）を交付する。

### (推進員の遵守事項)

第4条 推進員は、次の事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 活動を行う上で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様のこと。
- 二 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、不当な差別的扱いをしてはならず、常に公正かつ親切な態度で接すること。
- 三 推進員は、その身分を私的な利益のために用いてはならないこと。
- 四 活動を行うにあたっては、証を必ず携帯し、相手からの請求がある場合にはこれを掲示すること。

### (任期)

第5条 推進員の任期は翌年度末までとする。

2 市長は、推進員に欠員が生じた場合、新たに推進員を委嘱できる。ただし、その任期は前任者の在任期間とする。

3 推進員は、再任されることができる。この場合において、再任は、本人の意思及び活動実績を総合的に判断して決定するものとする。

(解任)

第6条 市長は、推進員が次のいずれかに該当する場合、任期中であっても解任することができる。

- 一 市や協議会の施策、方針等に反する場合
- 二 推進員としての職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 推進員としての責務を果たさない場合
- 四 推進員としてふさわしくない非行があった場合
- 五 居住地を新潟市外に変更した場合
- 六 第4条各号の遵守事項に反する行為を行ったと認められる場合
- 七 本人からの申し出があった場合
- 八 法の改正等により、委嘱ができなくなった場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、証を市長に返納しなければならない。

(報告)

第7条 推進員は、その任期中、活動の実績について定期的に別記様式2により市長に報告しなければならない。

2 推進員は、その居住地等を変更した場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進員に関する庶務は、新潟市保健衛生部保健所環境衛生課動物愛護センターが行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、推進員についての必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(表)

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 第         | 号                 |
| 動物愛護推進員の証 |                   |
| 氏名        | 写真<br>(3×4cm)     |
| 生年月日      | 年 月 日             |
|           | ( 年 月 日～ 年 月 日まで) |
| 年 月 日     | 新潟市長              |

(裏)

この動物愛護推進員の証を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第38条に基づき新潟市長から委嘱された動物愛護推進員であり、その関係条文は次の通りである。

動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

（動物愛護推進員）

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱できる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(大きさ 縦：90mm 横：55mm)

動物愛護推進員活動報告

年 月から 年 月までにおける動物愛護推進活動の状況を次のとおり報告します。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

動物愛護推進員

| 月 日 | 活 動 内 容 |
|-----|---------|
|     |         |